

Analyze Labo 利用許諾契約書

ARC.LAB PTE.LTD(以下、「弊社」といいます)の実施するプログラミング教育サービス(名称「Analyze Labo」)にかかる受講契約を締結される受講生(以下、「お客様」といいます)は、プログラミング教育サービスの教材として交付された『MQL』等の弊社が提供するプログラム(以下、「本プログラム」といいます)の利用に関し、利用開始前に、交付教材に関する利用許諾契約(以下「本契約」といいます)の内容を必ずお読みください。

本契約は、本プログラムの利用に関してお客様と弊社との間に締結される法的義務を伴う契約です。お客様は、プログラミング教育サービスにかかる受講契約前に本契約書の内容を閲覧する機会があった場合は弊社に当該受講契約を申し込んだ時点で、当該受講契約申し込み前に閲覧する機会なかった場合は、本プログラムファイルの保存または閲覧を行った時点で、本契約のすべての条件を承諾したものとみなされます。本契約の内容にご承諾いただけない場合は、受講契約を締結し、本プログラムを利用することはできません。

なお、本契約の内容は、弊社の著作権保護の観点から合理性を有する範囲で必要に応じて改定されます。改定された本契約が弊社ウェブページに掲載された日の翌日から、お客様に対し改定後の本契約の内容が適用されます。お客様におかれましては、本プログラムの利用前に、最新の本契約の内容をご確認ください。

第1条 (定義)

本契約において使用する用語の定義は、各条に個別に定義するもののほか、下記各号のとおりです。

- (1) 「本受講契約」とは、弊社とお客様との間で締結する、プログラミング教育サービスにかかる受講契約をいいます。
- (2) 「本プログラム」とは、弊社がお客様に対し本受講契約に伴い交付した一切のプログラム、ソースコード等をいいます。下記に例示するものは本プログラムに該当しますが、本プログラムは下記例示に限定されません。
 - (a) 『MQL』
 - (b) 『Python』
 - (c) 『Excel VBA』
 - (d) 『MTFAnalytics』

第2条 (著作権その他の財産権の帰属)

本プログラムに関する著作権その他の知的財産権を含む財産権の一切は弊社に帰属します。

第3条 (規約の適用)

1. お客様は、本受講契約前に本契約書の内容を閲覧する機会があった場合は弊社に本受講契約を申し込んだ時点で、本受講契約申し込み前に本契約書の内容を閲覧する機会なかった場合は、本プログラムファイルの保存または閲覧を行った時点で、本契約書のすべての条件を承諾したものとみなされます。本契約の条件にご承諾いただけない場合は、本受講契約を締結し、本プログラムを利用することはできません。

2. お客様は、本受講契約期間中のみならず本受講契約終了後においても、本プログラムにかかる弊社の著作権保護という本契約の趣旨に従い、合理的な範囲で本契約にかかる規制が適用されます。
3. 本受講契約と本契約との内容に矛盾抵触する定めがある場合は、各契約に別段の定めがある場合を除き、本受講契約の内容が優先して適用されます。
4. 本契約の内容は、弊社の著作権保護の観点から合理性を有する範囲で必要に応じて改定されます。改定された本契約が弊社ウェブページに掲載された日の翌日から、お客様に対し改定後の本契約の内容が適用されます。

第4条（利用許諾の範囲）

1. 本受講契約の受講生であるお客様ご自身のみにおいて、本受講契約の報酬を支払った場合であっても本受講契約の期間中に限り、次条に定める利用方法の限度で、本プログラムを利用することができます。いかなる場合であっても、次条に定める方法以外の方法で本プログラムを利用することはできません。
2. お客様は、下記各号に定める方法に限り、本プログラムを利用することができます。
 - (1) プログラミング教育の教材としてお客様自身のプログラミング能力の涵養の目的で、お客様自身の所有し適切に管理するコンピュータ端末1台に本プログラムを保存すること。
 - (2) プログラミング教育の教材としてお客様自身のプログラミング能力の涵養の目的で、お客様ご自身が本プログラムのプログラムコード等を閲覧すること。
3. 本契約において、お客様に付与される利用許諾に基づく利用権は、非独占的であり、再許諾不可であり、貸与・譲渡不可のものです。
4. 下記各号の一に該当する場合、直ちに、お客様は本プログラムに関する利用権を喪失します。
 - (1) 本受講契約が、契約期間の満了、解約、解除、その他の事由により終了した場合
 - (2) お客様が本受講契約または本契約に定める義務に違反した場合
 - (3) その他上記各号に類する場合
5. 本受講契約において、本プログラムのうち、『MTFAnalytics』の利用権が無償で付与される期間（以下、「無償試用期間」という）は、本受講契約のクラスに応じて、下記に定める期間に限りまします。ただし、下記各号に定める期間中であっても、本受講契約を解約された場合等本受講契約が終了した場合又は本受講契約にかかる受講料等のお客様の債務が支払われない場合は、本プログラムの一切を利用することはできません。
 - (1) Aクラス 本受講契約初回締結日から 186 日間限り
 - (2) Bクラス 本受講契約初回締結日から 93 日間限り
 - (3) Cクラス 本受講契約初回締結日から 31 日間限り
6. 前項に定める無償試用期間経過後は、本受講契約の締結期間中であっても、お客様は、別途、『MTFAnalytics』にかかる有償の月極ライセンス契約を締結しそのライセンス料を支払わない限り、本プログラムのうち『MTFAnalytics』を利用することはできません。
7. 本受講契約における受講クラスをグレードアップする場合又は本受講契約を再契約する場合のいずれにおいても無償試用期間は付与されません。

第5条（禁止事項）

1. 下記各号に定める利用方法は前条2項において許諾された利用方法に含まれません。お客様は、

下記各号に定める利用方法で本プログラムを利用することは禁じられています。

- (1) 営利その他の前条2項に定める目的以外の目的で本プログラムを利用すること。
 - (2) 本プログラムまたは本プログラムに含まれるソースコードの全部もしくは一部を複製（お客様の所有するコンピュータ端末（ただし、1台に限る）に1つの本プログラムを複製しお客様自身が利用する行為を除く）し、改変（リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、模倣、または本プログラムの派生プログラムの作成を含む）し、公開（不特定多数への公開に限らず特定個人への開示を含む。以下本条にて同じ。）し、過失により流出させ、または、販売すること。
 - (3) 本プログラムまたは本プログラムに含まれるソースコードの全部もしくは一部を貸与し、利用権を譲渡し、または利用に関し再許諾を与えること。
 - (4) 本プログラムまたは本プログラムに含まれるソースコードの全部もしくは一部の性能その他の評価情報を公開すること。
 - (5) 本プログラムまたは本プログラムに含まれるソースコードの全部もしくは一部をお客様自身の知的財産権として登録出願又は申請すること。
 - (6) 本プログラムまたは本プログラムに含まれるソースコードの全部もしくは一部をあたかもお客様自身の著作物のように表明すること。
 - (7) 本プログラムを日本国外に持ち出すこと。
 - (8) 本プログラムを構成する個別の情報に関し前各号に定める行為を行うこと。
 - (9) 第三者をして、上記各号に定める行為を行わせること。
 - (10) その他上記に類する行為を行うこと。
2. お客様が前項に定める禁止行為を行った場合、お客様は本プログラムに関する一切の利用権を失い、弊社の受けた損害を賠償する義務を負います。

第6条（守秘義務）

1. お客様は、本契約中は勿論本契約が終了した後においても、本プログラムに関連するソースコード、技術情報・技術資料、ノウハウ、構成情報等第三者に漏洩されれば著作権者である弊社の損失となる一切の情報（以下、「本プログラム関連情報」といいます。）を厳重に管理し秘密を厳守し、これを利用権の範囲を超えて自ら使用しまたは第三者に開示・漏洩・使用させてはなりません。
2. お客様は、弊社から求められた場合、本契約もしくは本受講契約が終了した場合またはお客様が利用権を喪失した場合、本プログラム関連情報を一切の記録媒体（電磁的または電子的媒体を含みますこれらに限定されません。）から適切な方法を以って破棄もしくは消滅させなければなりません。

第7条（管理義務）

1. お客様は、利用権の範囲による利用をするにあたって、本プログラムの著作権が侵害されることの無いよう、本プログラムを善良なる管理者の注意を以って適切に管理しなければなりません。
2. お客様は、本プログラムを保存したコンピュータ端末の内容が第三者に閲覧・盗取されることの無いよう、コンピュータ端末及びネットワークに関しても適切な管理を行わなければなりません。

第8条（義務違反に関する対処の確認）

お客様は、お客様が、前3条の義務に反し、弊社の本プログラムに関する著作権を侵害した場合、下例示として記各号に記載する民事上及び刑事上の責任を負う場合があることを確認し、前3条の義務を遵守する旨誓約されるものとします。

- (1) 不法行為に基づく損害賠償責任を負うこと（民法709条）
- (2) 不当利得返還責任を負うこと（民法703条）
- (3) 著作権侵害として、個人の場合「10年以下の懲役」または「1000万円以下の罰金」、法人の場合「3億円以下の罰金」の刑事処罰の対象となる場合があること（著作権法119条、同124条）

第9条（監査権）

1. 弊社は、あらかじめお客様に通知することにより、本契約上の義務の履行状況について監査または検証する目的で、弊社（弊社代理人を含む）によって、本プログラムが保管された端末に加え、お客様が管理する他のコンピュータ端末内のデータを閲覧し、複製することができます。
2. 弊社は、前項の監査は、お客様のプライバシーを妨げることが最小限となるよう実施するよう努めます。

第10条（責任・保証の制限）

1. 弊社は、本プログラムに関し、本プログラムが法令に適合していること、本プログラムの性能、本プログラムが正常に作動すること及び本プログラムに瑕疵がないことを保証いたしません。
2. 弊社は、本受講契約の継続にかかわらず、任意に、本プログラムの交付及び利用許諾を停止し、またはその内容を変更することができます。その場合、お客様は、本プログラムの利用を直ちに停止し、本プログラムを適切な方法を以って破棄または変更に応じなければなりません。
3. 弊社が、本受講契約履行に際してグループセッション、グループチャット、添削行為等において行う本プログラムに関する情報の提供、助言等は、お客様に対して本契約に定める以上の利用許諾または保証を与えるものではありません。
4. 弊社は、お客様及び第三者に対し、本プログラムの瑕疵及び利用の停止並びに内容変更に関して損害賠償責任その他一切の賠償責任を負いません。
5. 本契約に関して弊社がお客様に損害賠償責任を負う場合があったとしても、その賠償額は、いかなる場合も、本受講契約の受講料の半額を上限とします。

第11条（準拠法）

本受講契約及び本契約に関する準拠法は、日本法とします。

第12条（専属的合意管轄）

本受講契約及び本契約に関して訴訟、調停または和解の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属管轄裁判所とします

2019年12月11日 制定